

地方独立行政法人北海道立総合研究機構依頼試験に関する規程

令和8年3月27日規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う依頼試験の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 依頼試験とは、外部からの依頼に基づき、道総研が試験、分析、測定、鑑定、調査等を実施することをいう。

2 依頼試験の項目は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成22年4月1日第50号。以下「諸料金規程」という。）別表2に定める。

(事前相談)

第3条 道総研に依頼試験の実施を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該依頼試験を実施する地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規程（平成22年4月1日規程第4号）第2条に規定する組織（以下「試験場等」という。）の担当研究職員（以下「担当職員」という。）に、あらかじめ依頼内容等について相談（以下「事前相談」という。）し、申込みに必要な事項について確認を受けなければならない。

2 担当職員は、利用者に対し、別に定める依頼試験利用約款（以下「約款」という。）を提示（インターネットを利用した閲覧可能な状態にする措置を含む。）し、依頼試験の実施に必要な事項について説明しなければならない。

(申込み)

第4条 利用者は、事前相談の後、別に定める約款の内容を確認し、同意したうえで、依頼試験申込書（別記第1号様式）又は依頼調査申込書（別記第2号様式）を道総研に提出するものとする。

2 当該試験場等の長は、原則として事前相談を受けていない申込みは受理しないものとする。

3 当該試験場等の長は、依頼試験の実施を判断するために必要な製品、部品、材料、治具、資料、データ等（以下「現品」という。）の提供を利用者に求めることができる。この場合において、現品の提供に要する経費は利用者が負担するものとする。

(依頼試験実施内容の決定)

第5条 試験場等の長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、その内容を審査し、技術的実施の可能性、試験機器の状況、約款に定める拒絶事由の有無その他一切の事項を考慮のうえ、当該依頼試験の実施の可否及びその内容を決定するものとする。

(依頼試験の結果)

第6条 試験場等の長は、依頼試験の結果について、報告書、成績書、鑑定調書等（紙媒体の書類又はこれと同一の内容を有する電子的記録をいい、以下「報告書等」という。）を、当該試験場等が定め

る様式により利用者に交付するものとする。

- 2 利用者は、報告書等の交付を複数部希望するときは、第4条第1項に規定する申込書により、必要部数を請求することができる。
- 3 前項に定めるほか、利用者が報告書等の謄本の交付を受けようとするときは、報告書等謄本交付申込書（別記第3号様式）を当該試験場等の長に提出しなければならない。

（料金）

第7条 利用者は、諸料金規程の定めに基づき道総研が算定した料金を、道総研が指定する期日までに納付しなければならない。

（料金の不還付）

第8条 既に納付された料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1)道総研の責めに帰すべき事由により依頼試験の実施が不能となったとき。
- (2)試験場等の長が特別の理由があると認めたとき。

（現品の返却等）

第9条 依頼試験のために提出された現品は、当該依頼試験が完了し、又は中止したときは、原則として利用者に返却するものとする。ただし、依頼試験の性質上返却が不能な場合、又は試験場等の長が廃棄することが適当であると認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定により現品を廃棄する場合において、当該廃棄に要する経費は利用者が負担するものとする。
- 3 利用者は、現品の返却に必要な費用を負担しなければならない。
- 4 道総研は、現品の滅失又は損傷に対しては、約款に特段の定めがある場合を除き、賠償の責任を負わない。

（その他）

第10条 依頼試験の実施に関し、この規程に定めるもののほか、当事者間の権利義務その他必要な事項は別に定める約款によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月10日から施行する。

（依頼試験規程の廃止）

- 2 依頼試験規程（平成22年4月1日規程第61号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規程の施行の日前に、旧規程に基づきなされた申込み、実施の決定、報告書等の交付その他の手続は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。